

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「日中韓における特許無効審判についての制度及び
統計分析に関する調査研究」報告書

平成 28 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 2 中国

(1) 第三次専利法改正（平成 21 (2009) 年）

第三次専利法改正では、法目的の内容追加、相対的新規性から絶対的新規性への変更、同一出願人による重複特許の排除、国内出願前置主義の廃止、遺伝資源の保護、共有特許に関する規定の整備、従来技術の抗弁、並行輸入（特許権の国際消尽の肯定）及び Bolar 例外条項の設定、法定の賠償額の増加、訴訟前の証拠保存に関する規定の整備、強制実施許諾の明確化、意匠法関連の改正がなされた。

特許無効審判に関連する改正は、以下のようなものがあつた。

ア 無効審決の効力に関する条文の文言の修正（第 47 条第 2 項及び第 3 項）

無効宣告の決定に係る遡及効が及ばない範囲について、「裁定」を「和解調書」とし、無効宣告の決定の時に既になされた和解調書については遡及効が及ばないとした。また、損害賠償金等を返還せず明らかに違反する場合は、全額又は一部を返還しなければならないとした。

(2) 参考：第 4 次専利法改正他

現在¹、第 4 次専利法改正の準備中であり、そこでは、職務発明関連規定の改正、特許の保護対象の拡充、特許権の濫用防止規程の創設、復審委員会による職権審査の導入、インターネット上の侵害に対する救済規定の創設、侵害行為の厳罰化、部分意匠制度の導入、意匠権及び実用新案権の存続期間の延長等が予定されている。

特許無効審判に関する改正としては、以下のようなものが予定されている。

ア 特許無効審判における職権審理の導入（専利法第 46 条）

特許無効審判において、主張されていない無効理由を発見した場合、復審委員会は職権により審理することができるようにする。また、専利権を無効とする宣告又は特許権を維持する決定をした後は、速やかに登録と公告を行わなければならないとする。

イ 訂正要件の緩和²（専利審査指南の改正案）

現在、特許付与後の補正については、特許無効審判中に権利要求書の補正（訂正）をすることができ、請求項の削除、請求項の併合又は技術法案の削除のみが認められている。

¹ 原稿執筆時、2016 年 11 月を指す。

² 詳細は、以下を参照されたい。河野英仁「中国審査指南改正案（意見募集稿）の解説～日本企業の中国特許実務に与える影響～」、河野特許事務所、河野特許事務所ウェブサイト内、URL：
http://knpt.com/contents/china_news/2016.10.31.pdf（最終アクセス日：2016 年 11 月 17 日）

改正案では、「請求項のさらなる限定」及び「明かな誤りの修正」を認め、請求項の併合は削除されている。この「請求項のさらなる限定」は、「請求項中にその他の請求項中に記載された一又は複数の技術特徴を補充し、保護範囲を縮小すること」をいい、元々ある請求項に記載された技術特徴についてのみ行うことを意味する。このため、明細書の記載に基づく請求項の限定は認められていない。

その他、専利審査指南の改正案では、ビジネスモデル特許の保護、コンピュータ・プログラムに関する規定の明確化、出願後の実験データの参照、閲覧制限の緩和といった内容が提案されている。

(3) 中国の法改正の経緯一覧

年	主な内容	特許無効審判に関連する改正	関連条文
平成 18 年(2006)	—	—	—
平成 19 年(2007)	—	—	—
平成 20 年(2008)	—	—	—
平成 21 年(2009)	第 3 次専利法改正 法目的、特許性の基準の引き上げ、重複特許、最初に中国でする出願の要件の変更、遺伝資源、共有特許、従来技術の抗弁、特許権侵害の例外他	無効審決の効力に関する条文の文言の修正	専利法第 47 条
平成 22 年(2010)	—	—	—
平成 23 年(2011)	—	—	—
平成 24 年(2012)	—	—	—
平成 25 年(2013)	第 3 次商標法改正	なし	なし
平成 26 年(2014)	—	—	—
平成 27 年(2015)	—	—	—
(改正準備中)	第 4 次専利法改正案(2015.4.1 公表) 損害賠償額、職務発明、部分意匠制度、当然実施許諾制度他 専利審査指南改正案(2016.10.28 公表) 訂正要件の緩和、出願後の実験データの参照、ビジネスモデル特許の保護、コンピュータ・プログラムに関する規定の明確化、閲覧制限の緩和	無効宣告請求審理時における職権審理の導入及び特許維持決定の公告の追加 訂正の目的で限定的減縮及び明らかな誤りの修正を認める	改正専利法第 46 条 専利審査指南第 4 部第 3 章 4.2

平成 28 年 11 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における特許無効審判についての
制度及び統計分析に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>